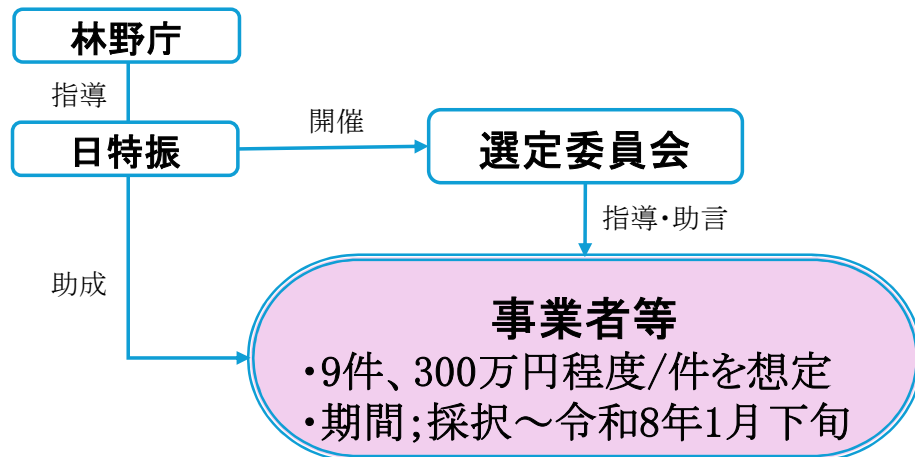


「輸出の課題解決に向けた取組を行う生産者団体等への支援」

1. 目的: 特用林産物の輸出品目・輸出先国の拡大、高付加価値化を図るためには、新たな市場開発のための販売促進活動及び輸送中の取扱い等を含めた品質管理手法の開発等が必要。

そのためには新たな輸出先国等での市場・流通構造、通関規制・手続き等に関する調査、IoT技術等の特用林産物生産への導入など、目標を明確にした取組が重要であり、このような取組を行う生産者団体等に対して支援を行う。

2. 事業の仕組み:



3. 取組の要件

【想定される取組例】

- ・新たな輸出品目、輸出先国等、需要層、販売方法、輸送手段・方法、鮮度維持技術等の導入など
- ・新規参入、IoT技術の導入など輸出用品目の国内生産体制の強化
- ・各種取り組みにあたって、生産者と流通事業者が共同で実施

など

4. スケジュール（予定）:

25年4月22日	公募開始(日特振H/P)、Webでの説明会
5月15日	公募締切
5月下旬	第1回選定委員会→事業者等の決定
6月上旬	事業者から計画書の提出 承認後、取組みの開始
11月中旬	第2回選定委員会(=中間報告会)
26年1月末	取組の終了
26年2月下旬	第3回選定委員会(=成果報告会(webを含めて公開))

5. 応募に必要な書類:

- ・実施主体(責任者)が明確であること
- ・現状と課題の分析が適切であること
- ・具体的な成果目標が明確になっていること(将来目標、本取組での目標。数値化)

6. 助成できる経費

- ・旅費、謝金(講師等)、需用費(印刷製本費、消耗品等)、役務費(通訳等の雇用、通信運搬費、イベント等の装飾代、技術開発用の試作品製作、分析等試験依頼、原稿料等)、使用料及び賃借料(イベントブース・会場借上げ費、機械・展示設備等賃借料等)、委託費(現地コーディネーター、技術開発・分析・試験等)
- ・5万円以上あるいはパソコン・カメラ等汎用性のある機材の購入は不可
- ・実施主体の人件費については、取組の実施に必要なものに限定。
- ・委託費(輸出先国等におけるコーディネーター費用、技術開発等)については必要最小限とし、助成額の1/2未満。
- ・旅費単価は、原則として日特振旅費規程による。
- ・経費の精算に当たっては、支出ごとの領収書等証拠書類を提出